

## 全国人民代表大会常務委員会

中国(広東)自由貿易試験区、中国(天津)自由貿易試験区、中国(福建)自由貿易試験区および中国(上海)自由貿易試験区拡大区域において関連法律で規定された行政審査批准手続の一時調整を国務院に授権することについての決定

広東・天津・福建の自貿試験区範囲が明らかに、上海自貿試験区も範囲を拡大

トランザクションバンキング部

2014年12月28日、全国人民代表大会常務委員会は「中国(広東)自由貿易試験区、中国(天津)自由貿易試験区、中国(福建)自由貿易試験区および中国(上海)自由貿易試験区拡大区域において関連法律で規定された行政審査批准手続の一時調整を国務院に授権することについての決定」(以下略称、「決定」)を公布しました。2015年3月1日より3年間試行されます。

## 1. 自貿試験区の対象区域

2014年12月12日、国務院常務会議にて広東省・天津市・福建省で中国(上海)自由貿易試験区に続く、新たな自由貿易試験区(以下略称、自貿試験区)の設置が決定されました。今回の全国人民代表大会常務委員会の「決定」は当該3地域の対象区域について公表したもので、上海自貿試験区も既存区域から範囲を拡大することが明らかにされました。

区域拡大により、面積わずか28.78平方キロメートルであった上海自貿試験区も他の自貿試験区とほぼ同じ広さになります。従前の上海自貿試験区は貿易が牽引して発展してきたエリアでしたが、拡大区域には金融センターと生産型サービス業エリア、ハイテクエリアが含まれるため、今後、金融、外商投資管理、サービス業開放等においても更なる改革が行われるものと期待されます。

【図表1:各自貿試験区の対象区域】

名称	対象区域		面積(km <sup>2</sup> )		
中国(広東)自由貿易試験区	広州南沙新区エリア		60.00	116.20	
	深圳前海蛇口エリア		28.20		
	珠海横琴新区エリア		28.00		
中国(天津)自由貿易試験区	天津港エリア		30.00	119.90	
	天津空港エリア		43.10		
	濱海新区中央商務エリア		46.80		
中国(福建)自由貿易試験区	平潭エリア		43.00	118.04	
	廈門エリア		43.78		
	福州エリア		31.26		
中国(上海)自由貿易試験区	拡大区域	陸家嘴金融エリア	34.26	91.94	120.72
		金橋開発区エリア	20.48		
		張江ハイテクエリア	37.20		
	既存区域	外高橋保税区	10.00	28.78	
		外高橋保税物流園区	1.03		
		洋山保税港区	14.16		
		浦東空港総合保税区	3.59		

(出所)中国中央政府、上海市政府の発表を基に作成

## 2. 行政審査批准の調整

『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国中外合弁経営企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』と『中華人民共和国台湾同胞投資保護法』で規定された行政審査批准を一時的に調整し、外資企業設立の審査批准を始めとした行政審査批准手続を一時的に停止、備案(届出)管理を行うとしました。

上海自貿試験区ではネガティブリストに記載されていない分野への外商投資について、従来必要であった商務部門の審査批准が不要で、中資企業と同様に備案ベースで設立手続が完了するようになっていきますので、新たな自貿試験区でも同様の措置が採られることとなります。

【図表 2: 審査批准を一時的に停止し、備案管理とする項目】

法律	項目
中華人民共和国外資企業法	外資企業設立
	外資企業の分割、合併あるいはその他重要な変更事項
	外資企業経営期限
中華人民共和国中外合弁経営企業法	中外合弁経営企業設立
	中外合弁経営企業の合弁経営期限延長
	中外合弁経営企業解散
中華人民共和国中外合作経営企業法	中外合作経営企業設立
	中外合作経営企業の協議書、契約、定款の重大な変更
	中外合作経営企業の合作企業契約権利、義務の譲渡
	中外合作経営企業の他人への経営管理委託
	中外合作経営企業の合作期限延長
中華人民共和国台湾同胞投資保護法	台湾同胞投資企業設立

新たに発足する自貿試験区はそれぞれの地域特性を活かしたものになると言われており、今後、2015年の全人代にて各自貿試験区が作成する具体的方案が正式に承認される見込みです。引続き動向を注視して参ります。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;"><b>全国人民代表大会常务委员会</b></p> <p>关于授权国务院在中国（广东）自由贸易试验区、中国（天津）自由贸易试验区、中国（福建）自由贸易试验区以及中国（上海）自由贸易试验区扩展区域暂时调整有关法律规定的行政审批的决定</p> <p>（2014年12月28日第十二届全国人民代表大会常务委员会第十二次会议通过）</p> <p>为进一步深化改革、扩大开放，加快政府职能转变，第十二届全国人民代表大会常务委员会第十二次会议决定：授权国务院在中国（广东）自由贸易试验区、中国（天津）自由贸易试验区、中国（福建）自由贸易试验区以及中国（上海）自由贸易试验区扩展区域内（四至范围附后），暂时调整《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》和《中华人民共和国台湾同胞投资保护法》规定的有关行政审批（目录附后）。但是，国家规定实施准入特别管理措施的除外。上述行政审批的调整在三年内试行，对实践证明可行的，修改完善有关法律；对实践证明不宜调整的，恢复施行有关法律规定的。</p> <p>本决定自2015年3月1日起施行。</p> <p><b>中国（广东）自由贸易试验区、中国（天津）自由贸易试验区、中国（福建）自由贸易试验区以及中国（上海）自由贸易试验区扩展区域四至范围</b></p> <p>一、中国（广东）自由贸易试验区四至范围 （一）广州南沙新区片区共60平方公里（含广州南沙保税港区7.06平方公里） 四至范围：海港区块15平方公里。海港区块一，龙穴岛作业区13平方公里，东至虎门水</p>	<p style="text-align: center;"><b>全国人民代表大会常務委員会</b></p> <p>中国(広東)自由貿易試験区、中国(天津)自由貿易試験区、中国(福建)自由貿易試験区および中国(上海)自由貿易試験区拡大区域において関連法律で規定された行政審査批准手続の一時調整を国务院に授権することについての決定</p> <p>（2014年12月28日第十二期全国人民代表大会常務委員会第十二次會議を通過）</p> <p>改革をさらに深化し、開放を拡大し、政府機能転換を加速するため、第十二期全国人民代表大会常務委員会第十二次會議は以下を決定した：国务院に授権して中国(広東)自由貿易試験区、中国(天津)自由貿易試験区、中国(福建)自由貿易試験区および中国(上海)自由貿易試験区の拡大区域(対象範囲は後ろに添付)において、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和國中外合資經營企業法』、『中華人民共和國中外合作經營企業法』と『中華人民共和國台湾同胞投資保護法』で規定された関連行政審査批准手続(リストは後ろに添付)を一時的に調整する。ただし、国家が参入特別管理措置の実施を規定しているものを除く。上述の行政審査批准手続の調整は3年間試行し、調整後の手続が実行可能であることが証明された場合、関連法律を修正し完全なものとする。試行により手続を調整すべきでないことが証明された場合、関連法律規定の施行を復活させる。</p> <p>本決定は2015年3月1日から施行する。</p> <p><b>中国(広東)自由貿易試験区、中国(天津)自由貿易試験区、中国(福建)自由貿易試験区および中国(上海)自由貿易試験区拡大区域の対象範囲</b></p> <p>一、中国(広東)自由貿易試験区の対象範囲 （一）広州南沙新区エリアの計60平方キロメートル(広州南沙保税港区7.06平方キロメートルを含む) 対象範囲：海港ブロックは15平方キロメートル。海港ブロック1は、龍穴島作業区の13平方キロメートルで、東は虎門</p>

道，南至南沙港三期南延线，西至龙穴南水道，北至南沙港一期北延线（其中南沙保税港区港口区和物流区面积 5.7 平方公里）。海港区块二，沙仔岛作业区 2 平方公里。明珠湾起步区区块 9 平方公里，东至环市大道，南至下横沥水道，西至灵山岛灵新大道及横沥岛凤凰大道，北至京珠高速，不包括蕉门河水道和上横沥水道水域。南沙枢纽区块 10 平方公里，东至龙穴南水道，南至深茂通道，西至灵新大道，北至三镇大道。庆盛枢纽区块 8 平方公里，东至小虎沥水道，南至广深港客运专线，西至京珠高速，北至沙湾水道。南沙湾区块 5 平方公里，东至虎门水道，南至蕉门水道，西至黄山鲁山界，北至虎门大桥，不包括大角山山体。蕉门河中心区区块 3 平方公里，东至金隆路，南至双山大道，西至凤凰大道，北至私言濠。万顷沙保税港加工制造业区块 10 平方公里，东至龙穴南水道，南至万顷沙十一涌，西至灵新公路，北至万顷沙八涌（其中南沙保税港区加工区面积 1.36 平方公里）。

（二）深圳前海蛇口片区共 28.2 平方公里  
四至范围：前海区块 15 平方公里，东至月亮湾大道，南至妈湾大道，西至海滨岸线，北至双界河、宝安大道（其中深圳前海湾保税港区 3.71 平方公里，东至铲湾路，南以平南铁路、妈湾大道以及妈湾电厂北侧连线为界，西以妈湾港区码头岸线为界，北以妈湾大道、嘉实多南油厂北侧、兴海大道以及临海路连线为界）。蛇口工业区区块 13.2 平方公里，东至后海大道—金海路—爱榕路—招商路—水湾路，南至深圳湾，西至珠江口，北至东滨路、大南山山脚、赤湾六路以及赤湾二路。

（三）珠海横琴新区片区共 28 平方公里  
四至范围：临澳区块 6.09 平方公里，东至契辛峡水道，南至大横琴山北麓，西至知音道，北至小横琴山南麓。休闲旅游区块 10.99 平方公里，东至契辛峡水道，南至南海，西至磨刀门水道，北至大横琴山。文创区块 1.47 平方公里，东至天羽道东河，南至横琴大道，

水道まで、南は南沙港三期南延線まで、西は龍穴南水道まで、北は南沙港一期北延線まで（その中の南沙保税港区港湾区と物流区の面積は 5.7 平方キロメートル）。海港ブロック 2 は、沙仔島作業区の 2 平方キロメートル。明珠湾起步区ブロックは 9 平方キロメートルで、東は環市大道まで、南は下横瀝水道まで、西は靈山島靈新大道および横瀝島鳳凰大道まで、北は京珠高速道路まで、蕉門河水道と上横瀝水道水域は含まない。南沙ターミナルブロックは 10 平方キロメートルで、東は龍穴南水道まで、南は深茂通路まで、西は靈新大道まで、北は三鎮大道まで。慶盛ターミナルブロックは 8 平方キロメートルで、東は小虎瀝水道まで、南は広深港客運專線まで、西は京珠高速道路まで、北は沙湾水道まで。南沙湾ブロックは 5 平方キロメートルで、東は虎門水道まで、南は蕉門水道まで、西は黄山魯山山境まで、北は虎門大橋まで、大角山山体は含まない。蕉門河中心区ブロックは 3 平方キロメートルで、東は金隆路まで、南は双山大道まで、西は鳳凰大道まで、北は私言濠まで。万頃沙保税港加工製造業ブロックは 10 平方キロメートルで、東は龍穴南水道まで、南は万頃沙十一涌まで、西は靈新公路まで、北は万頃沙八涌まで（その中の南沙保税港区加工区的面積は 1.36 平方キロメートル）。

（二）深圳前海蛇口エリアの計 28.2 平方キロメートル  
対象範囲：前海ブロックは 15 平方キロメートルで、東は月亮湾大道まで、南は媽湾大道まで、西は海濱沿岸線まで、北は双界河、宝安大道まで（その中の深圳前海湾保税港区は 3.71 平方キロメートルで、東は鏟湾路まで、南は平南鉄道、媽湾大道および媽湾電廠北側を境界とし、西は媽湾港区埠頭海岸線を境界とし、北は媽湾大道、嘉実多南油廠北側、興海大道および臨海路を境界とする）。蛇口工業区ブロックは 13.2 平方キロメートルで、東は後海大道—金海路—愛榕路—招商路—水湾路まで、南は深圳湾まで、西は珠江口まで、北は東濱路、大南山山麓、赤湾六路および赤湾二路まで。

（三）珠海横琴新区エリアの計 28 平方キロメートル  
対象範囲：臨澳ブロックは 6.09 平方キロメートルで、東は契辛峡水道まで、南は大横琴山北麓まで、西は知音道まで、北は小横琴山南麓まで。レジャー観光ブロックは 10.99 平方キロメートルで、東は契辛峡水道まで、南は南シナ海まで、西は磨刀門水道まで、北は大横琴山まで。文化創造ブロックは 1.47 平方キロメートルで、東は天羽道東河まで、南は横

西至艺文二道，北至港澳大道。科技研发区块 1.78 平方公里，东至艺文三道，南至大横琴山北麓，西至开新一道，北至港澳大道。高新技术区块 7.67 平方公里，东至开新二道，南至大横琴山北麓，西至磨刀门水道，北至胜洲八道。

二、中国（天津）自由贸易试验区四至范围

（一）天津港片区共 30 平方公里

四至范围：东至渤海湾，南至天津新港主航道，西至反“F”港池、西藏路，北至永定新河入海口。

（二）天津机场片区共 43.1 平方公里

四至范围：东至蓟汕高速，南至津滨快速路、民族路、津北公路，西至外环绿化带东侧，北至津汉快速路、东四道、杨北公路。

（三）滨海新区中心商务片区共 46.8 平方公里

四至范围：东至临海路、东堤路、新港二号路、天津新港主航道、新港船闸、海河、闸南路、规划路、石油新村路、大沽排水河、东环路，南至物流北路、物流北路西延长线，西至大沽排水河、河南路、海门大桥、河北路，北至大连东道、中央大道、新港三号路、海滨大道、天津港保税区北围网。

三、中国（福建）自由贸易试验区四至范围

（一）平潭片区共 43 平方公里

四至范围：港口经贸区块 16 平方公里，东至北厝路、金井三路，南至大山顶，西至海坛海峡，北至金井湾大道。高新技术产业区块 15 平方公里，东至中原六路，南至麒麟路，西至坛西大道，北至瓦瑶南路。旅游休闲区块 12 平方公里，东至坛南湾，南至山岐澳，西至寨山路，北至澳前北路。

（二）厦门片区共 43.78 平方公里

四至范围：两岸贸易中心核心区 19.37 平方公里，含象屿保税区 0.6 平方公里（已全区封关）、象屿保税物流园区 0.7 平方公里（已封关面积 0.26 平方公里）。北侧、西侧、东

琴大道まで、西は芸文二道まで、北は港澳大道まで。科学技術研究開発ブロックは 1.78 平方キロメートルで、東は芸文三道まで、南は大横琴山北麓まで、西は開新一道まで、北は港澳大道まで。ハイテクブロックは 7.67 平方キロメートルで、東は開新二道まで、南は大横琴山北麓まで、西は磨刀門水道まで、北は勝洲八道まで。

二、中国(天津)自由貿易試験区の対象範囲

(一)天津港エリアの計 30 平方キロメートル

対象範囲：東は渤海湾まで、南は天津新港主航路まで、西は反“F”港池、西藏路まで、北は永定新河の河口まで。

(二)天津空港エリアの計 43.1 平方キロメートル

対象範囲：東は蓟汕高速道路まで、南は津濱高速道路、民族路、津北公路まで、西は外環緑化帯東側まで、北は津漢高速道路、東四道、楊北公路まで。

(三)濱海新区中心商務エリアの計 46.8 平方キロメートル

対象範囲：東は臨海路、東堤路、新港二号路、天津新港主航路、新港水門、海河、閘南路、規画路、石油新村路、大沽排水河、東環路まで、南は物流北路、物流北路西延長線まで、西は大沽排水河、河南路、海門大橋、河北路まで、北は大連東道、中央大道、新港三号路、海濱大道、天津港保税区北フェンスまで。

三、中国(福建)自由貿易試験区の対象範囲

(一)平潭エリアの計 43 平方キロメートル

対象範囲：港口經濟貿易ブロックは 16 平方キロメートルで、東は北厝路、金井三路まで、南は大山顶まで、西は海壇海峡まで、北は金井湾大道まで。ハイテク産業ブロックは 15 平方キロメートルで、東は中原六路まで、南は麒麟路まで、西は壇西大道まで、北は瓦瑶南路まで。レジャー観光ブロックは 12 平方キロメートルで、東は壇南湾まで、南は山岐澳まで、西は寨山路まで、北は澳前北路まで。

(二)廈門エリアの計 43.78 平方キロメートル

対象範囲：兩岸貿易センター核心区は 19.37 平方キロメートルで、象嶼保税区的 0.6 平方キロメートル(全区域封鎖済)、象嶼保税物流園區の 0.7 平方キロメートル(封鎖済面積は 0.26 平方キロメートル)を含む。北侧、西侧、東側は海に面

側紧邻大海，南侧以疏港路、成功大道、枋钟路为界。东南国际航运中心海沧港区 24.41 平方公里，含厦门海沧保税港区 9.51 平方公里（已封关面积 5.55 平方公里）。东至厦门西海域，南侧紧邻大海，西至厦漳跨海大桥，北侧以角嵩路、南海路、南海三路和兴港路为界。

（三）福州片区共 31.26 平方公里  
四至范围：福州经济技术开发区 22 平方公里，含福州保税区 0.6 平方公里（已全区封关）和福州出口加工区 1.14 平方公里（已封关面积 0.436 平方公里）。马江—快安片区东至红山油库，南至闽江沿岸，西至鼓山镇界，北至鼓山麓；长安片区东至闽江边，南至亭江镇东街山，西至罗长高速公路和山体，北至瑄头镇界；南台岛区东至三环路，南至林浦路，西至前横南路，北面以闽江岸线为界；琅岐区东至环岛路，南至闽江码头进岛路，西至闽江边，北面以规划道路为界。福州保税港区 9.26 平方公里（已封关面积 2.34 平方公里）。A 区东至西港，南至新江公路，西至经七路，北至纬六路；B 区东至 14 号泊位，南至兴化湾，西至滩涂，北至兴林路。

#### 四、中国（上海）自由贸易试验区扩展区域四至范围

（一）陆家嘴金融片区共 34.26 平方公里  
四至范围：东至济阳路、浦东南路、龙阳路、锦绣路、罗山路，南至中环线，西至黄浦江，北至黄浦江。

（二）金桥开发片区共 20.48 平方公里  
四至范围：东至外环绿带，南至锦绣东路，西至杨高路，北至巨峰路。

（三）张江高科技片区共 37.2 平方公里  
四至范围：东至外环线、申江路，南至外环线，西至罗山路，北至龙东大道。

し、南侧は疏港路、成功大道、枋鐘路を境界とする。東南国際航運センター海滄港区は 24.41 平方キロメートルで、廈門海滄保税港区の 9.51 平方キロメートル（封鎖済面積は 5.55 平方キロメートル）を含む。東は廈門西海域まで、南側は海に面し、西は厦漳跨海大橋まで、北側は角嵩路、南海路、南海三路と興港路を境界とする。

（三）福州エリアの計 31.26 平方キロメートル  
対象範囲：福州経済技術開発区は 22 平方キロメートルで、福州保税区的 0.6 平方キロメートル（全区域封鎖済）と福州輸出加工区の 1.14 平方キロメートル（封鎖済面積は 0.44 平方キロメートル）を含む。馬江—快安エリアの東は紅山油庫まで、南は閩江沿岸まで、西は鼓山鎮境界まで、北は鼓山山麓まで。長安エリアの東は閩江縁まで、南は亭江鎮東街山まで、西は羅長高速公路と山体まで、北は瑄頭鎮境界まで。南台島区の東は三環路まで、南は林浦路まで、西は前横南路まで、北は閩江沿岸線を境界とする。琅岐区の東は環島路まで、南は閩江埠頭進島路まで、西は閩江縁まで、北は規画道路を境界とする。福州保税港区は 9.26 平方キロメートル（封鎖済面積は 2.34 平方キロメートル）。A 区の東は西港まで、南は新江公路まで、西は経七路まで、北は緯六路まで。B 区の東は 14 号バースまで、南は興化湾まで、西は灘涂まで、北は興林路まで。

#### 四、中国（上海）自由貿易試験区拡大区域の対象範囲

（一）陸家嘴金融エリアの計 34.26 平方キロメートル  
対象範囲：東は濟陽路、浦東南路、龍陽路、錦繡路、羅山路まで、南は中環線まで、西は黄浦江まで、北は黄浦江まで。

（二）金橋開発エリアの計 20.48 平方キロメートル  
対象範囲：東は外環緑帯まで、南は錦繡東路まで、西は楊高路まで、北は巨峰路まで。

（三）張江ハイテクエリアの計 37.2 平方キロメートル  
対象範囲：東は外環線、申江路まで、南は外環線まで、西は羅山路まで、北は龍東大道まで。

<p>授权国务院在中国（广东）自由贸易试验区、中国（天津）自由贸易试验区、中国（福建）自由贸易试验区以及中国（上海）自由贸易试验区扩展区域暂时调整有关法律规定的行政审批目录</p> <p>序号：1                  名称：外资企业设立审批                  法律规定：《中华人民共和国外资企业法》第六条：“设立外资企业的申请，由国务院对外经济贸易主管部门或者国务院授权的机关审查批准。审查批准机关应当在接到申请之日起九十天内决定批准或者不批准。”                  内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理</p> <p>序号：2                  名称：外资企业分立、合并或者其他重要事项变更审批                  法律规定：《中华人民共和国外资企业法》第十条：“外资企业分立、合并或者其他重要事项变更，应当报审查批准机关批准，并向工商行政管理机关办理变更登记手续。”                  内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理</p> <p>序号：3                  名称：外资企业经营期限审批                  法律规定：《中华人民共和国外资企业法》第二十条：“外资企业的经营期限由外国投资者申报，由审查批准机关批准。期满需要延长的，应当在期满一百八十天以前向审查批准机关提出申请。审查批准机关应当在接到申请之日起三十天内决定批准或者不批准。”                  内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理</p> <p>序号：4                  名称：中外合资经营企业设立审批                  法律规定：《中华人民共和国中外合资经营企业</p>	<p>中国（広東）自由貿易試験区、中国（天津）自由貿易試験区、中国（福建）自由貿易試験区および中国（上海）自由貿易試験区拡大区域において一時調整を国務院に授權する                  関連法律規定の行政審査批准手続リスト</p> <p>番号：1                  名称：外資企業設立の審査批准                  法律規定：『中華人民共和国外資企業法』第六条：“外資企業設立の申請は、国務院對外經濟貿易主管部門あるいは国務院が授權した機關が審査批准する。審査批准機關は申請を受理した日から 90 日以内に批准あるいは批准しないことを決定しなければならない。”                  内容：当該項目の行政審査批准の実施を一時的に停止し、備案（届出）管理とする</p> <p>番号：2                  名称：外資企業の分割、合併あるいはその他重要な変更事項の審査批准                  法律規定：『中華人民共和国外資企業法』第十条：“外資企業の分割、合併あるいはその他重要な変更事項は、審査批准機關に報告して批准され、あわせて工商行政管理機關へ変更登記手続を行わなければならない。”                  内容：当該項目の行政審査批准の実施を一時的に停止し、備案管理とする</p> <p>番号：3                  名称：外資企業經營期限の審査批准                  法律規定：『中華人民共和国外資企業法』第二十条：“外資企業の經營期限は外国投資者が申告し、審査批准機關が批准する。期限満了後に延長が必要な場合、期限満了 180 日前に審査批准機關へ申請を提出しなければならない。審査批准機關は申請を受理してから 30 日以内に批准あるいは批准しないことを決定しなければならない。”                  内容：当該項目の行政審査批准の実施を一時的に停止し、備案管理とする</p> <p>番号：4                  名称：中外合弁經營企業設立の審査批准                  法律規定：『中華人民共和國中外合弁經營企業法』第三</p>
--	--

业法》第三条：“合营各方签订的合营协议、合同、章程，应报国家对外经济贸易主管部门（以下称审查批准机关）审查批准。审查批准机关应在三个月内决定批准或不批准。合营企业经批准后，向国家工商行政管理主管部门登记，领取营业执照，开始营业。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：5

名称：中外合资经营企业延长合营期限审批  
 法律规定：《中华人民共和国中外合资经营企业法》第十三条：“合营企业的合营期限，按不同行业、不同情况，作不同的约定。有的行业的合营企业，应当约定合营期限；有的行业的合营企业，可以约定合营期限，也可以不约定合营期限。约定合营期限的合营企业，合营各方同意延长合营期限的，应在距合营期满六个月前向审查批准机关提出申请。审查批准机关应自接到申请之日起一个月内决定批准或不批准。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：6

名称：中外合资经营企业解散审批  
 法律规定：《中华人民共和国中外合资经营企业法》第十四条：“合营企业如发生严重亏损、一方不履行合同和章程规定的义务、不可抗力等，经合营各方协商同意，报请审查批准机关批准，并向国家工商行政管理主管部门登记，可终止合同。如果因违反合同而造成损失的，应由违反合同的一方承担经济责任。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：7

条：“合弁経営の各当事者が締結した合弁経営協議、契約、定款は、国家对外经济贸易主管部门（以下略称、审查批准機関）へ報告して审查批准されなければならない。审查批准機関は3ヶ月以内に批准あるいは批准しないことを決定しなければならない。合弁経営企業は批准を経た後、国家工商行政管理主管部门へ登記し、営業許可証を受領して、営業を開始する。”

内容：当該項目の行政審査批准の実施を一時的に停止し、備案管理とする

番号：5

名称：中外合弁経営企業の合弁経営期限延長の審査批准  
 法律規定：『中華人民共和国中外合弁経営企業法』第十三条：“合弁経営企業の合弁経営期限は、異なる業種、異なる状況に基づき、異なる約定を行う。一部業種の合弁経営企業は、合弁経営期限を約定しなければならないが、一部業種の合弁経営企業は、合弁経営期限を約定しても、約定しなくてもよい。合弁経営期限を約定した合弁経営企業は、合弁経営の各当事者が合弁経営期限の延長に同意した場合、合弁経営期限満了の6ヶ月前に審査批准機関へ申請を提出しなければならない。審査批准機関は申請を受理した日から1ヶ月以内に批准あるいは批准しないことを決定しなければならない。”

内容：当該項目の行政審査批准の実施を一時的に停止し、備案管理とする

番号：6

名称：中外合弁経営企業解散の審査批准  
 法律規定：『中華人民共和国中外合弁経営企業法』第十四条：“合弁経営企業に重大な損失、一方の契約と定款で規定する義務の不履行、不可抗力等が発生した場合、合弁経営の各当事者の協議と同意を経て、審査批准機関へ報告して批准を求め、あわせて国家工商行政管理主管部门へ登記し、契約を終了することができる。契約違反により損失がもたらされた場合、契約に違反した一方が経済的責任を引受けなければならない。”

内容：当該項目の行政審査批准の実施を一時的に停止し、備案管理とする

番号：7



<p>名称: 中外合作经营企业设立审批</p> <p>法律规定:《中华人民共和国中外合作经营企业法》第五条:“申请设立合作企业,应当将中外合作者签订的协议、合同、章程等文件报国务院对外经济贸易主管部门或者国务院授权的部门和地方政府(以下简称审查批准机关)审查批准。审查批准机关应当自接到申请之日起四十五日内决定批准或者不批准。”</p> <p>内容:暂时停止实施该项行政审批,改为备案管理</p>	<p>名称:中外合作経営企業設立の審査批准</p> <p>法律規定:『中華人民共和国中外合作経営企業法』第五条:“合作企業の設立申請は、中外合作者が締結した協議、契約、定款等の文書を国務院対外経済貿易主管部門あるいは国務院が授権した部門と地方政府(以下略称、審査批准機関)へ報告し審査批准されなければならない。審査批准機関は申請を受理した日から45日以内に批准あるいは批准しないことを決定しなければならない。”</p> <p>内容:当該項目の行政審査批准の実施を一時的に停止し、備案管理とする</p>
<p>序号: 8</p> <p>名称: 中外合作经营企业协议、合同、章程重大变更审批</p> <p>法律规定:《中华人民共和国中外合作经营企业法》第七条:“中外合作者在合作期限内协商同意对合作企业合同作重大变更的,应当报审查批准机关批准;变更内容涉及法定工商登记项目、税务登记项目的,应当向工商行政管理机关、税务机关办理变更登记手续。”</p> <p>内容:暂时停止实施该项行政审批,改为备案管理</p>	<p>番号:8</p> <p>名称:中外合作経営企業の協議、契約、定款の重大な変更の審査批准</p> <p>法律規定:『中華人民共和国中外合作経営企業法』第七条:“中外合作者は合作期限内に合作企業の契約に重大な変更を行うことを協議して同意に至った場合、審査批准機関に報告して批准されなければならない。変更内容が法定工商登記項目、税務登記項目に関連する場合、工商行政管理機関、税務機関で変更登記手続を行わなければならない。”</p> <p>内容:当該項目の行政審査批准の実施を一時的に停止し、備案管理とする</p>
<p>序号: 9</p> <p>名称: 中外合作经营企业转让合作企业合同权利、义务审批</p> <p>法律规定:《中华人民共和国中外合作经营企业法》第十条:“中外合作者的一方转让其在合作企业合同中的全部或者部分权利、义务的,必须经他方同意,并报审查批准机关批准。”</p> <p>内容:暂时停止实施该项行政审批,改为备案管理</p>	<p>番号:9</p> <p>名称:中外合作経営企業の合作企業契約権利、義務譲渡の審査批准</p> <p>法律規定:『中華人民共和国中外合作経営企業法』第十条:“中外合作者的一方がその合作企業契約の全部あるいは一部の権利、義務を譲渡する場合、必ず他方の同意を経て、あわせて審査批准機関へ報告して批准されなければならない。”</p> <p>内容:当該項目の行政審査批准の実施を一時的に停止し、備案管理とする</p>
<p>序号: 10</p> <p>名称: 中外合作经营企业委托他人经营管理审批</p> <p>法律规定:《中华人民共和国中外合作经营企业</p>	<p>番号:10</p> <p>名称:中外合作経営企業の他者への経営管理委託の審査批准</p> <p>法律規定:『中華人民共和国中外合作経営企業法』第十二</p>

<p>业法》第十二条第二款：“合作企业成立后改为委托中外合作者以外的他人经营管理的，必须经董事会或者联合管理机构一致同意，报审查批准机关批准，并向工商行政管理机关办理变更登记手续。”</p> <p>内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理</p>	<p>条第二項：“合作企業成立後に中外合作者以外の他者へ経営管理を委託するよう改める場合、必ず董事会あるいは共同管理機構の一致した同意を経て、審査批准機関へ報告して批准され、あわせて工商行政管理機関で変更登記手続を行わなければならない。”</p> <p>内容：当該項目の行政審査批准の実施を一時的に停止し、備案管理とする</p>
<p>序号：11</p> <p>名称：中外合作经营企业延长合作期限审批</p> <p>法律规定：《中华人民共和国中外合作经营企业法》第二十四条：“合作企业的合作期限由中外合作者协商并在合作企业合同中订明。中外合作者同意延长合作期限的，应当在距合作期满一百八十天前向审查批准机关提出申请。审查批准机关应当自接到申请之日起三十天内决定批准或者不批准。”</p> <p>内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理</p>	<p>番号：11</p> <p>名称：中外合作経営企業の合作期限延長の審査批准</p> <p>法律規定：『中華人民共和国中外合作経営企業法』第二十四条：“合作企業の合作期限は中外合作者が協議を行いあわせて合作企業契約に明記する。中外合作者が合作期限の延長に同意する場合、合作期限満了の180日前に審査批准機関へ申請を提出しなければならない。審査批准機関は申請を受理した日から30日以内に批准あるいは批准しないことを決定しなければならない。”</p> <p>内容：当該項目の行政審査批准の実施を一時的に停止し、備案管理とする</p>
<p>序号：12</p> <p>名称：台湾同胞投资企业设立审批</p> <p>法律规定：《中华人民共和国台湾同胞投资保护法》第八条第一款：“设立台湾同胞投资企业，应当向国务院规定的部门或者国务院规定的地方人民政府提出申请，接到申请的审批机关应当自接到全部申请文件之日起四十五日内决定批准或者不批准。”</p> <p>内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理</p>	<p>番号：12</p> <p>名称：台湾同胞投資企業設立の審査批准</p> <p>法律規定：『中華人民共和国台湾同胞投資保護法』第八条第一項：“台湾同胞投資企業の設立は、國務院が規定する部門あるいは國務院が規定する地方人民政府へ申請を提出しなければならない。申請を受理した審査批准機関は申請を受理した日から45日以内に批准あるいは批准しないことを決定しなければならない。”</p> <p>内容：当該項目の行政審査批准の実施を一時的に停止し、備案管理とする</p>

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯豐大廈22階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.4259